

# 医療法人化へのご提案

医療法の改正によって、個人診療から医療法人化へと流れが続いています。現在約4万8,000の医療法人のうち、4万強が一人医療法人です。昭和60年の医療法改正により、診療所に常時勤務する医師または歯科医師が一人でも、法人化が可能となり(ただし、理事3人・監事1人は必要)、昭和60年当時3,926であった医療法人が、10倍以上に急増し、今後も増える見込みです。

法人化によるメリットがある一方でデメリットもあり、両面を慎重に検討しなければなりません。

しかし、将来的には法人化に魅力を感じていても、日常業務で多忙な状況では時間を割くことができないのが実情ではないでしょうか。

そこで、当事務所で、各個人診療毎に法人化によるメリット・デメリットを診断してご提案するサポート業務のご利用をお勧めします。さらに、法人設立後の届出変更廃止手続き等の事務負担もサポート致します。

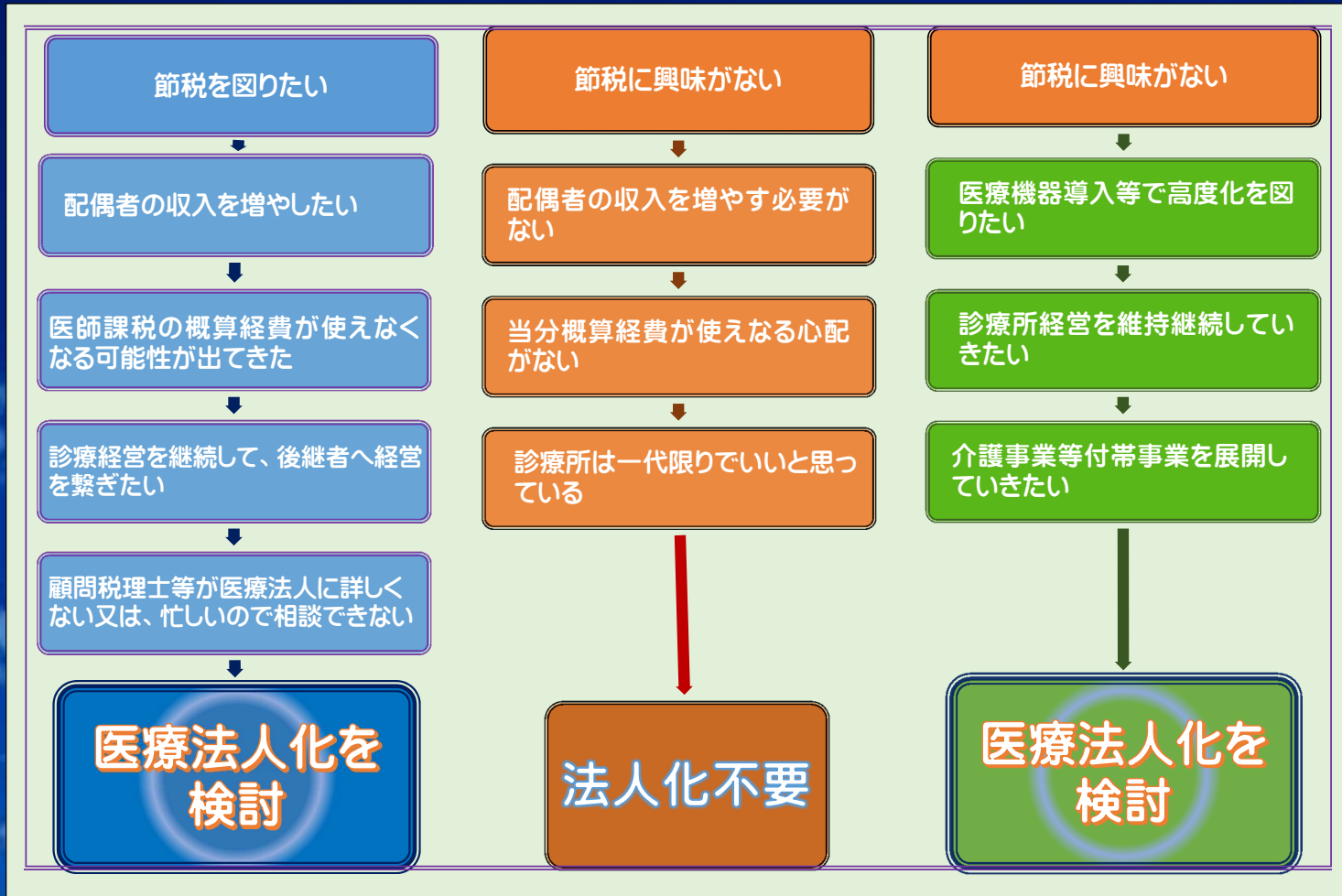
地域医療の一層の重要性が高まりつつある中で、安心して治療が受けられる地域のホームドクターとして、より良い診療所の維持充実を図り、地域医療にも貢献されようとする先生方のために少しでもお役に立てばとの思いから、ご提案する次第です。

## 医療法人設立のメリット

- ① 税負担の軽減  
個人所得の「超過累進税率」から法人税の「二段階比例税率」への適用、給与所得として給与所得控除が受けられ、税負担の軽減が図られます。
- ② 経営の安定化  
欠損金の繰越期間が延長できる場合があります。また、個人と法人の収支・資産の管理が明確に分離できます。
- ③ 経営基盤の強化  
診療所の新設や付帯事業、付随業務の併設が可能となり、経営基盤の強化につながります。
- ④ 社会的信用の向上  
医療法人として、金融機関との取引や地域との対外的信用力が向上します。医療設備機器の借入も受けやすくなります。
- ⑤ 事業承継対策の多様化  
院長等への退職金支払(税制控除)、生命保険加入(全額損金)などの対策が容易になったり、退任後や死亡後でも病院の経営権を親族が継続して持つ事が出来る。

## 医療法人設立のデメリット

- ① 設立後の事務負担増  
毎年必要な手続き・所轄税務署へ法人税の申告書提出・決算終了後三ヶ月以内に事業報告(都道府県か所轄厚生局)・毎年資産総額の登記等が必要となります。
- ② 残余財産が国庫に帰属  
出資持分のない医療法人が解散した場合、その時の財産は国、地方公共団体又はその他の医療法人等に没収され、院長等の出資者が受け取ることは出来ません。
- ③ 剰余金の配当を禁止  
医療法人は医療法で剰余金を配当することが禁止されています。そのため、剰余金は新たな設備投資や退職金支払のための原資として使用します。
- ④ 社会保険料の負担増  
法人化により厚生年金への加入が強制されるため、その分社会保険料が増えることとなります。医師国保は引き継ぐことが可能です。



医療法人化サポート

